

2012.07.17

## ブラジル法務事情（3） 独禁法の改正

ブラジルでは、独禁法は1994年に制定されました。急激な発展を遂げる際には、なかなか積極的な執行が行われず、日本も1970年、80年代には眠れる・・・といわれた独禁法ですが、ブラジルではこれまでも積極的な執行がなされてきているといわれています。今回、2012年5月29日に施行された新独禁法は、3つの点が従来のものと異なります。

### 1、執行機関の統合

これまで、執行機関として、3つの機関、司法省経済監視事務局【Secretariat for Economic Monitoring of the Ministry of Justice, ( SEAE) 】, 司法省経済法事務局【Secretariat of Economic Law of the Ministry of Justice ( SDE) 】, および経済防衛行政評議会【Administrative Council for Economic Defense (CADE) 】【が分担していましたが、それが、独立行政主体である CADE に一本化されます。

### 2、M&A の事前規制

合併や事業譲渡については、これまでの事後通知の制度に代わり、事前通知の義務の制度が導入されます。従来、通知承認が必要とされたのは、①合併、事業譲渡するグループのいずれかの前年度の売上が、4億リアルを超え、②市場シェアの20%を超える場合に市場に影響を与える場合とされていましたが、新法では、合併、事業譲渡するグループのいずれかの前年度の売上が、4億リアルを超え、②他のグループは、前年度3000万リアルを超える場合に通知承諾を要することになり、市場シェアによる要件は、無くなりました。したがって、この新しい要件に該当する場合には、市場シェアに関係無く、この事前通知を行わなければなりません。CADE は、審査期間120日以内に判断しなけれなりません、当事者からの申立てで60日または、CADEからの要請で90日延長することが可能で、この期間内に合計240日以内に承諾するかどうかの審査が行われることになるということです。

### 3、独禁法に違反する行為の定義と罰についての変更

新法は、反競争行為について定義付けを行い、①自由競争を制限又は、悪影響を与える事、②物やサービスに関する市場を独占すること、③市場からの利益ではなく、専断的な利益を得ること、及び④独占的な力の行使がなされた場合の4つの要件を満たせば、現実の悪影響が無くても、その行為を反競争法的な行為になるとしています。この新しい定義に関しては、しかし、これまでの判例が法制化されたにとどまるようです。判例は、契約当事者間の問題と、第三者への制限を分けて考えています。当事者間での様々な制限に関しては、両当事者が自由にかつ同じようなバーゲニングパワーを持って交渉されており、

また、契約関係を容易に解消できるという場合には、有効とするようです。ガソリン供給者がガソリンスタンドに対して独占的な供給を義務づけていた事件について、控訴審は2009年7月21日、この独占供給の規定を合法としました。また同じくガソリンスタンドによってガソリンの供給値段が異なっていたことが差別的な取り扱いだとされた事件でも、ガソリンスタンドが市場にガソリンを供給できている限り、このような取り扱いも有効とされました（2009年8月26日判決）。但し第三者への販売量の最低限や最高量を定める規定については、当事者間の問題でなく、第三者への影響があるとして、無効としました。但しこの条項だけが無効とされたのであり、契約全体を無効とはしませんでした。

#### 4、罰の変更

これまでは、行為者の手続開始の前年の売上の1%から30%が罰金額とされていましたが、反競争行為が行われた市場の0.1%から20%が罰金額とされ、個人に対しては、会社に対して課せられた罰金額の1%から20%とされました。個人が罰せられるには、その個人の管理上の過失が立証されなければなりません。

筆者：弁護士 苗村博子

（弁護士法人苗村法律事務所代表弁護士）

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。